

富士商工会議所 会員各位

富士商工会議所
会 頭 井 出 稔

「平成28年熊本地震」災害義援金募金へのご協力をお願い

拝啓 日頃より当所の運営に多大なご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、皆様方もご承知の通り、去る4月14日以降、熊本県、大分県を中心に非常に強い地震が継続的に発生しております。

被災地では、未だ余震が続いており、身の安全の確保や生活の維持に追われ、事業活動再開の目処も立たない状況にあります。

このような深刻な状況に鑑み、被災地を支援するため義援金募集を行うことと致しました。

既に、他の団体等へのご寄付をされた会員の方々もおられることと存じますが、本義援金の趣旨をご理解賜り、皆様方の暖かい志をお寄せ下さいますようご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

なお、お寄せいただいた義援金は、日本商工会議所を通じて、被災地域に責任を持ってお届けいたします。

また、本義援金は、一般寄付金となりますので、法人の場合は、一般寄付金の損金算入限度額の範囲内で損金参入できます。個人の場合は、所得控除にならないことをご承知置きください。(別紙2をご確認下さい。)

敬具

記

1. 別紙1の義援金申込書にて事務局までご連絡いただき、下記口座にお振込み下さい。
なお、振り込み手数料につきましては、恐れ入りますがご負担下さい。

2. 義援金受付口座

富士信用金庫 本店 普通預金 0242589

静岡銀行 富士中央支店 普通預金 0405913

口座名義 富士商工会議所 災害義援金会計 専務理事 古郡英治

3. お問い合わせは、富士商工会議所 総務課 52-0995 担当：大村・高山まで
以上

別紙 1

FAX (0545) 52-9796

富士商工会議所 総務課 行

「平成28年熊本地震」災害義援金募金 申込書

口数	口
金額 (口数×10,000円)	円

上記の口数、金額を申し込み、所定の口座に振り込みます。

振込予定日 (平成28年 月 日)

事業所名	
代表者名	
電話番号	() -
担当者	(部署) (担当者名) (電話)

別紙 2

1. 個人の場合

所得控除されません。（認められません）。

※根拠法（条項）：所得税法施行規則第四十七条の二 3 の控除対象に含まれない。

2. 法人の場合

一般寄附金は、損金算入限度額を超える金額は損金不算入となります。法人の場合、次の計算式で求められる限度額の範囲内で損金算入が認められます。

※根拠法（条項）：法人税法 第三十七条第一項

【損金算入限度額の計算式】

$(A \times \text{事業年度の月数} / 12 \times 2.5 / 1000 + B \times 2.5 / 100) \times 1 / 4 = \text{損金算入限度額}$

A：資本金等の金額＝期末資本金額＋資本積立金額

B：所得金額＝法人税申告書別表四 仮計の金額＋支出寄附金の額〈注〉

〈注〉 所得金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算する。

〔例 1〕 資本金等の金額(A)が10 億円、所得金額(B)が1 億円の会社の場合

$(10 \text{ 億円} \times 12 / 12 \times 2.5 / 1,000 + 1 \text{ 億円} \times 2.5 / 100) \times 1 / 4 = 125 \text{ 万円}$

〔例 2〕 資本金等の金額(A)が1 億円、所得金額(B)が1 千万円の会社の場合

$(1 \text{ 億円} \times 12 / 12 \times 2.5 / 1,000 + 1 \text{ 千万円} \times 2.5 / 100) \times 1 / 4 = 12.5 \text{ 万円}$

〔例 3〕 資本金等の金額(A)が2 千万円、所得金額(B)が1 千万円の会社の場合

$(2 \text{ 千万円} \times 12 / 12 \times 2.5 / 1,000 + 1 \text{ 千万円} \times 2.5 / 100) \times 1 / 4 = 7.5 \text{ 万円}$